

令和 6 年 12 月 11 日

鳴尾浜連絡会 会員各位

鳴尾浜連絡会事務局

年末特別火災警戒の実施について

【西宮市消防局より】

西宮市消防局より、「年末特別火災警戒の実施について」お知らせがありました。

■期間 12月20日から12月31日まで

実施計画およびチラシについて、鳴尾浜連絡会ホームページに掲載いたします。

【添付資料】

- ① 年末特別火災警戒の実施について（西宮市消防局）
- ② 年末特別火災警戒実施計画書（鳴尾消防署）
- ③ チラシ

以 上

令和6年(2024年)12月9日

鳴尾浜連絡会防災部会
防災会長 大芝 義彦 様

西宮市消防局長
長谷川 孝治

年末特別火災警戒の実施について(依頼)

初冬の候、貴職におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市消防行政に格別なご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、来る12月20日から12月31日までの間“火災のない明るい街づくり”を目標に、別紙実施計画により年末特別火災警戒を推進しますので、チラシの掲出等ご協力をよろしくお願いします。

以 上

年末特別火災警戒実施計画書

鳴尾消防署

1 目的

令和6年（2024年）11月14日付「年末特別火災警戒の実施について（通知）」に基づき、年末は特有の慌ただしさ、空気の乾燥や季節風等の気象条件が重なり、大火を招きやすい状況にあることから、これらに対処するため、火災予防及び警戒の徹底を図り火災防ぎょ体制を強化するとともに、積極的に広報活動を展開し、地域住民と一体となった「年末特別火災警戒」を推進し、火災の未然防止を図るもの。

2 実施の方針

年末特別火災警戒期間中、防火パトロールの強化を図り、広報活動を積極的に展開し防火意識の向上に努める。

3 実施期間

令和6年12月20日（金）～12月31日（火）までの12日間

4 実施機関

鳴尾消防署

5 実施区域

鳴尾消防署管轄区域

6 実施事項

（1）広報活動

ア 査察広報車等による巡回放送、市役所各庁舎での庁内放送及び消防テレホンサービス、市ホームページ、市の掲示板にポスター等を掲示することにより、広く市民に防火を呼びかけ、腕章の着用及びマグネットシートを車両に貼付ける。

イ 事業所等の防火管理者及び各種団体の関係者に、立看板、ポスターの掲出を依頼し、防火意識の向上を図る。

ウ 鳴尾消防署に立看板を設置する。

エ 放火予防対策として、放火防止チラシを活用し広報を実施する。

オ 消防団、警察等の行う年末警戒と連絡協調し、本警戒の目的達成に努める。

カ 学校を通じ休校前に生徒・児童に防火を呼びかけ、学校の防火体制を確立し、併せて家庭にまで広く防火を呼びかける。

キ 防火対象物の防火管理者に、放送設備にて本警戒の広報を依頼し、更に消防用設備等の点検整備の励行と使用方法の周知を図る。

ク 興行場・マーケット及び阪神電鉄の主要駅等の関係者に協力を求め、それぞれの放送設備を利用して広く本警戒の主旨を広報する。

ケ 各自主防災会を通じて、ポスター及びチラシの掲出等を行うことにより、地域

住民に防火を呼びかける。

(2) 特別巡ら

鳴尾消防署管轄区域を巡らすことにより放火の未然防止及び火災の早期発見に努め、火災による被害を軽減し、かつ地域住民の防火意識の高揚を図る。

ア 巡らは、放火予防対策として適時行う。

イ 巡らにて異常を現認した際は、車載及び携帯無線を活用して速やかに報告する。

ウ 当務の巡ら報告は別添「年末特別火災警戒に伴う特別巡ら結果報告書（ドロップボックス入力用）」に入力。異常が生じた際は、口頭報告し、期間終了後一括して署長報告する。

エ 巡ら中の事故防止には、万全を期す。

オ 署長の消防団分団巡視については、12月1日(日)の消防団本部会議後に調整を図る。

(3) 協力依頼文の配布

別添「依頼文、放送文、自主防送付先一覧表」のとおり配布（郵送）する。

(4) 特別警戒体制

ア 12月26日(木)から12月31日(火)までの6日間においては、出動体制を強化し、火災防ぎょに万全を期する。

イ 管内全域を巡視し、火災予防及び警戒の徹底を図る。

ウ 署長、副署長及び分署長が就勤しての夜間警備は実施しない。

以 上

12月20日から31日まで

年末特別
火災警戒

実施中

西宮市消防局
西宮市消防団

